

2026年 税制改正関連法が成立

2026年度の税制改正関連法が3月31日、参院本会議で可決、成立しました。所得税がかかり始める「年収の壁」は、160万円から178万円に引き上げられます。これは、年収に合わせて段階的に減額されている基礎控除が、年収665万円まで最大の控除を受けられるようになるためです。また、665万円を超える人も、物価に連動した分だけ控除額が引き上げられています。

その他にも、住宅ローン控除の見直し・NISAの拡充・個人事業主における青色申告特別控除の見直し・少額減価償却資産の取得価額要件の改正などありますがいくつかピックアップしてご紹介します。

所得税 基礎控除・給与所得控除の改正

所得税の基礎控除について、合計所得金額 2,350万円以下の場合の控除額を62万円に引き上げ(現行:58万円)し、さらに所得税の基礎控除の特例も、控除額の加算額について一定の引き上げられます。

これら基礎控除の特例分も含めた所得税の基礎控除額は下記の表のとおりです。

【所得税の基礎控除の控除額(特例分含む)】

合計所得金額	給与収入のみの場合 ※1	従来		改正後 ※2	
		2026年	2027年	2026年	2027年
132万円以下	2,003,999円以下	95万円	96万円	104万円	62万円
132万円超 336万円以下	2,003,999円超 4,751,999円以下	88万円	58万円		
336万円超 489万円以下	4,751,999円超 6,655,556円以下	68万円			
489万円超 655万円以下	6,655,556円超 8,500,000円以下	63万円			
655万円超 2,350万円以下	8,500,000円超 25,450,000円以下	58万円			

※1 特定支出控除や所得金額調整控除がある場合は、表の金額とは異なります。

※2 基礎控除の本則部分は、今後は直近2年間の消費者物価指数を用いて、見直されます。

所得税と個人住民税の給与所得控除については、最低保障額を従来の65万円から、69万円に引上げられます。これは、2026年分以後の所得税、2027年度分以後の個人住民税に適用されます。

また、さらにこれに加えて、給与所得控除の最低保障額を5万円引上げる2年間の特例が創設されています(2026年分・2027年分の所得税、2027年度分・2028年度分の個人住民税に適用)。なお、給与等の収入金額が2,200,000円超の場合には従来通りで改正はありません。

【給与所得控除額(特例分含む)】

給与等の収入金額	従来	改正後		
		2026年	2027年	2028年以降
1,900,000円以下	65万円	74万円	74万円	69万円
1,900,000円超 2,033,333円以下	収入金額×30%+8万円			
2,033,333円超 2,200,000円以下				
2,200,000円超 3,600,000円以下		収入金額×30%+8万円		
3,600,000円超 6,600,000円以下		収入金額×20%+44万円		
6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額×10%+110万円	収入金額×10%+110万円		
8,500,000円超	195万円(上限)	195万円(上限)		

これにより、給与所得のみの場合、以下の金額を超えると課税されます。いわゆる年収の壁は、下記の金額となります。

所得税：年収 178万円(従来 160万円) 住民税：年収 119万円(従来 110万円)

CONTENTS

2026年度

- 税制改正関連法が成立…………… P.1
- 所得税 基礎控除・給与所得控除の改正…………… P.1
- 住宅ローン控除の拡充…………… P.2
- 所得税 青色申告特別控除の見直し… P.2
- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し…………… P.2
- 賃上げ促進税制の見直し…………… P.3
- 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置… P.3
- 小規模個人事業主への新たな経過措置(3割特例)の創設…………… P.3
- その他の主な税制改正措置… P.3
- 私的年金制度の改正が4月から順次スタート…………… P.4
- 所得税・消費税の振替納税と振替日…………… P.5
- 4月度の税務スケジュール…………… P.5
- 今月の名言録…………… P.6
- 無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は ASAKのX(旧ツイッター)もご利用ください!

随時更新しますのでフォローして下さい!



住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除については、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅に係る借入限度額の引上げや子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等がされています。

また、適用期限は、5年間延長(2030年12月31日まで)されています。

【住宅ローン控除の拡充の概要(カッコ内は子育て世帯等の場合)】

		入居年				
		2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
借入限度額	新築	長期優良住宅・低炭素住宅	4.5千万円(5千万円)・13年			
		ZEH 水準省エネ住宅	3.5千万円(4.5千万円)・13年			
		省エネ基準適合住宅	2千万円(3千万円)・13年		対象外	
控除期間	既存	長期優良住宅・低炭素住宅	3.5千万円(4.5千万円)・13年			
		ZEH 水準省エネ住宅	3.5千万円(4.5千万円)・13年			
		省エネ基準適合住宅	2千万円(3千万円)・13年			
		その他の住宅	2千万円・10年			
控除率		0.7%				
所得要件		2千万円以下				
床面積要件		40㎡(但し、所得1千万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は 50㎡以上)				
立地要件		*****		土砂災害等の災害レッドゾーンの新築住宅は適用対象外		

所得税 青色申告特別控除の見直し

従来の55万円控除については、e-Taxでの期限内提出を要件に控除額を65万円に引き上げるとともに、一定の要件を満たす場合に控除額を75万円に引き上げしています。一方、10万円控除については、前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円超の者は対象外になりました。

なお、この措置は、2027年分以後の所得税、2028年度分以後の個人住民税に適用されます。

従来		改正	
控除額	帳簿要件等	控除額	帳簿要件等
10万円	簡易簿記など	0円	・簡易簿記など ・その年の前々年分の不動産所得(事業的規模)又は事業所得に係る収入金額が1千万円を超えるもの
55万円	・複式簿記 (下記65万円に該当するものを除く)	10万円	・簡易簿記など(上記を除く) ・複式簿記 (下記65万円又は75万円に該当するものを除く)
65万円	下記①②のすべてに該当する場合 ① 複式簿記 ② 次のいずれかを満たす場合 i. e-Taxを使用して確定申告書等の提出 ii. 優良な電子帳簿保存を行っていること iii. 送受信・保存の要件を満たす電子取引データを保存し、一般の電子帳簿保存を行っていること	65万円	下記①②のすべてに該当する場合 ① 複式簿記 ② e-Taxを使用して確定申告書等の提出
		75万円	下記①②③のすべてに該当する場合 ① 複式簿記 ② e-Taxを使用して確定申告書等の提出 ③ 次のいずれかを満たす場合 i. 優良な電子帳簿保存を行っていること ii. 送受信・保存の要件を満たす電子取引データを保存し、一般の電子帳簿保存を行っていること

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産の取得価額を40万円未満に引き上げられます。

(従来:30万円未満)

なお、常時使用する従業員の数が400人を超える場合には対象から除外されます。また、その適用期限は、3年延長され、2029年3月31日までです。

賃上げ促進税制の見直し

大企業向け措置は、2026年3月31日で廃止、中堅企業向け措置も、2026年は、適用要件・税額控除率の見直しを実施し、2027年3月31日で廃止となります。

中小企業向け措置は継続しますが、教育訓練費に係る5%の上乗せ措置については廃止されます。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

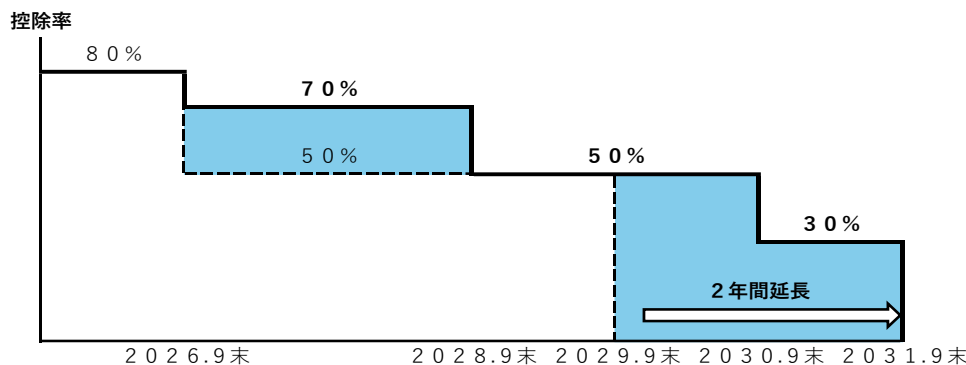


消費税のインボイス登録をしていない免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年間延長し、控除率の引き下げのペースや幅を緩和しています。引き下げについては、2026年10月から、控除率を50%とすることになっていましたが、控除率を70%に緩和し、50%への引き下げを2年間延長しています。また、最終年に控除率30%を新たに導入し、全体としてこの経過措置が2年間延長されています。

ただし、一の免税事業者等

(適格請求書発行事業者以外の者)からの課税仕入れ額の合計額が、その年又はその事業年度で1億円(従来は10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについては、本経過措置の適用は受けられません。

なお、この措置は、2026年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。



小規模個人事業者への新たな経過措置(3割特例)の創設

個人事業者については、2割特例の終了後も、納税額を売上税額の3割とすることができる措置を創設されました。これまで2割特例を適用していた個人事業者も対象となります。なお、法人については対象外です。

したがって、当該個人事業者は、本則課税・簡易課税・3割特例のうち有利なものを選択できます。

なお、この措置は、2027年・2028年(2年間限定)の各課税期間において適用されます。

その他の主な税制改正措置

◆ NISA

NISAのつみたて投資枠の口座開設可能年齢の下限を撤廃し、0~17歳も対象になります。

なお、口座保有者である子が0~17歳である間は、年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円となり、11歳までは払い出しできませんが、12歳以降においては、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払い出しが可能となります。

◆ 使用者からの食事補助等の非課税枠の拡充

使用者からの食事支給による経済的利益について、所得税が非課税となる使用者負担の上限額を月額7,500円に引き上げ(現行:3,500円)

深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、所得税が非課税となる1回の支給額を650円以下に引き上げ(現行:300円以下)

◆ 所得税の家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

必要経費に算入する金額の最低保障額が従来の65万円から、69万円に引き上げされます。

この措置は、2026年分以後の所得税に適用されます。

◆ 超富裕層に対する負担の適正化(ミニマム課税)の見直し

ミニマム課税とは、超富裕層に対する所得税の追加課税制度です。高額所得者の中で、株式譲渡益などが多いため、実効税率が22.5%を下回る場合に、その差額を追加納税し、最低負担を求める仕組みです。

今回の改正で、2027年からその対象者の基準所得金額を「3億3千万円」から「1億6,500万円を超えるもの」に拡大し、税率を30%(従来は、22.5%)に引き上げされています。

◆ ふるさと納税の控除限度額の見直し

ふるさと納税の特例控除額に、上限193万円が設定されます。

(給与収入1億円の方が、438万円寄附した場合の特例控除額に相当)

この措置は、2028年度分以後(2027年以後におけるふるさと納税額)の個人住民税から適用されます。

◆ 貸付用不動産の評価方法の見直し

課税時期前5年以内に取得等した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額で評価されます。この措置は、2027年1月1日以後の相続等により取得する財産の評価に適用(一定の貸付用不動産を除く)されます。

◆ 不動産小口化商品の評価方法の見直し

一定の不動産小口化商品について、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額で評価されます。この措置は、2027年1月1日以後の相続等により取得する財産の評価に適用されます。

◆ 防衛特別所得税の創設等

所得税額に対し、税率1%の防衛特別所得税を創設し、2027年分より課税されます。それにあわせて、2.1%課税されている復興特別所得税の税率を1%引き下げた上で、課税期間を10年間延長し、2047年までとなります。

私的年金制度の改正が4月から順次スタート



税制上の優遇措置が設けられている企業型DCや iDeCoなどの私的年金制度は、上手に活用することで、掛金(加入者拠出分)は所得控除として所得金額から控除され、運用益は非課税となり、将来の受け取り時には所得の区分に応じて収入金額から一定の控除が受けられます。この私的年金制度が、2026年4月から順次改正されます。

◆ 2026年4月1日施行

4月1日施行の改正で注目なのが、「企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額の拡充」です。これまで企業型DCを導入している企業で、事業主掛金に上乗せして加入者が掛金を拠出(マッチング拠出)できる場合、その額は事業主掛金の額を超えてはならないとされていましたが、改正によりこの制限が撤廃されました。

規約変更等を行えば、事業主掛金の額にかかわらず、加入者は事業主掛金の額との合計額が拠出限度額を超えない範囲で、自らの拠出する掛金の額を設定することができます。

なお、このマッチング拠出を利用する場合は、iDeCo(個人型確定拠出年金)には加入できない、というルールに変更はありません。

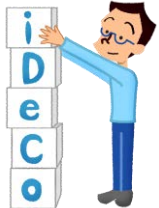
◆ 2026年12月1日施行

(1) iDeCo 加入可能年齢の引き上げ

iDeCo の加入可能年齢の上限が、70歳へと引き上げられます。一定の要件を満たせば、70歳まで掛金の拠出が可能となります。

(2) 拠出限度額の引き上げ

企業年金の有無によるiDeCo の拠出限度額の差を解消しつつ、iDeCo・企業型DC・国民年金基金の拠出限度額が引き上げられます。



【参考：確定拠出年金の拠出限度額(2026年12月～)】

第1号加入者 第4号加入者	第2号加入者 (企業年金あり)	第2号加入者 (企業年金なし)	第3号加入者	第5号加入者	<iDeCo の加入対象者の区分>
iDeCo・ 国民年金基金等 合計で 月額7.5万円 0.7万円増額 国民年金 基金	iDeCo・企業年金等 合計で 月額6.2万円 最大4.2万円増額 企業年金等 月額6.2万円 ※DBに拠出限度額はない	iDeCo・iDeCo+ 月額6.2万円 3.9万円増額	iDeCo 月額2.3万円	iDeCo・ 企業年金等 合計で 月額6.2万円 新設 ※厚生年金被保険 者の場合あり	第1号加入者：国民年金第1号被保険者 (20歳以上60歳未満の自営 業者等) 第2号加入者：国民年金第2号被保険者 (会社員、公務員等) 第3号加入者：国民年金第3号被保険者 (国民年金第2号被保険者に 扶養されている20歳以上60 歳未満の配偶者) 第4号加入者：国民年金任意加入被保険者 (海外居住の日本人など) 第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年 金被保険者以外のもので、iDeCo を活用した老後の資産形成を 継続しようとする一定の者
厚生年金保険		国民年金			

出典：厚生労働省「DC 拠出限度額(令和8(2026)年12月～)」一部編集

◆ 受け取り方法

受け取りは、原則60歳以降に「一時金(一括)」「年金(分割)」「併用」の3つの方法から選択可能です。税負担を減らすには、退職金と併せて「退職所得控除(非課税枠)」を最大限に活用できる一時金として受け取るのか、または「公的年金等控除」が使える年金形式(5年～20年の有期年金)での受け取りとするのか、あるいは、その両方を併用して、一部を一時金、残りを年金で受給するのか、それぞれの控除を組み合わせが可能なので、制度の選択にあたっては、ご自身の状況を踏まえて、最適な活用方法を検討する必要があります。

所得税・消費税の振替納税と振替日

◆ 振替納税とは

振替納税とは、預貯金口座からの振替により税金を納付する手続きをいいます。事前に振替依頼書を所轄の税務署へ提出することで、利用することができます。

◆ 2025年分の確定申告の振替日

2025年分の確定申告について、所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）および個人事業者の消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の振替日および法定納期限は、次のとおりです。所得税と消費税の両方について振替が発生する場合には、それぞれの日に必要な残高があるか、ご確認ください。

2025年分の確定申告の振替日・法定納期限

税目	法定納期限	振替日
所得税	3月16日(月)	4月23日(木)
消費税(原則)	3月31日(火)	4月30日(木)

◆ 引き落とされなかった場合

万が一、振替口座の残高不足等で引き落としがされなかった場合には、未納付状態となってしまいます。したがってその場合には、他の納付手段を用いて、早急に納める必要があります。また、未納付となることで、ペナルティとして「延滞税」がかかります。

この場合の“延滞税”の対象となる期間は、法定納期限の翌日から納付する日までとなります。振替日の翌日からカウントが開始するわけではないため、ご注意ください。

なお、延滞税の計算は本税に対して一定の割合を乗じて計算します。この割合は、年や期間によって異なります。2026年中における延滞税の割合は、右表のとおりです。

2026年中の延滞税の割合

期間	割合
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで	年2.4%
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日以後	年8.7%

4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月10日(金)
給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)	申告期限 4月15日(水)
2月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税等・法人事業税・(事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 4月30日(木)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
8月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税等＞	
消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月毎の中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	
固定資産課税台帳の縦覧期間 (4月1日から20日、又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)	左記参照
固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間 (市町村が固定資産の価格登録を公示した日から納税通知書の交付日後3ヶ月を経過する日までの期間等)	

今月の名言録

バレーボール女子 元日本代表監督

日本代表のためにあなたは何をしてくれる？

中田 久美

多くの選手と接してきた中で、もったいないなって思うことがあるんです。日本代表に選ばれる選手というのは当然それなりの力や素質があるわけですけど、中には誰もが当たる壁に対して、チャレンジしない、逃げたりごまかししたりする選手がいるんです。

その壁ってというのは前に進むためには絶対に必要なのに、そこから逃げちゃうっていうのは、すごくもったいない。

ではどういう選手が伸びるかと思ったら、「勝負どころで自分が決めるんだ」「自分がこのチームを勝たせるんだ」って思える選手だと思います。同じくらいの素質や能力を持っている集まりの中にあって最後に生き残るのは、「私の力が足りないからダメなんだ。だから力をつけるために、もっとやらなきゃいけない」って思える選手でしょうね。

私が初めて日本代表のメンバーを招集した時、面談で選手たち一人ひとりに聞いたのは、「あなたの武器は何ですか？」「日本代表のために、あなたは何をしてくれる？」でした。

他にも「私はあなたにこういうことを期待しています。それに対してどうですか？」っていうことなど、丁寧にディスカッションしました。

選手たちには、代表に選ばれたから嬉しいというだけで終わってしまっただけでは困るので、代表として果たすべき責任を口に出してもらるようにしていました。

本物になるってどういうことかという、私は当たり前前の方が当たり前前になることを指すと思うんです。

どんな状況にあっても、コンスタントに80%の力が出せればいい。でも、それって外国人には難しいことなんです。

彼らは120%の時もあれば、30%の時もある。その中であって、常にコンスタントに力を発揮できる可能性を秘めているのが日本人であって、それこそ日本人の強みだと思うんです。だからそういった本物の選手を、代表監督として一人でも多く育てていきたいですね。

(「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」飛鳥新社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikai.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

